

# 「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件(案)」 に対する意見募集の結果について

令和8年3月23日(月)

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室  
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室

「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件(案)」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

## 1. 概要

- (1)意見募集期間:令和7年12月25日(木)～令和8年1月24日(土)
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

## 2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:6件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

## お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>火災などでの森林喪失を、報告に含めなくて良いとあるが、特に火災では大量の二酸化炭素排出があり、マイナス要素としてきちんと算定に組み込まれるべき。</p>	<p>仮に自然攪乱により減少した森林等炭素蓄積変化量を算定から除外しないとした場合、被害の原因が自らの責任によらないとしても、当該森林を管理していた特定排出者が当該減少量の計上を行わなければならないになってしまうため、自然攪乱により減少した森林等炭素蓄積変化量は算定対象から除外できるとしています。</p> <p>一方で、自然災害による被害を受けたとして森林等炭素蓄積変化量の算定から除外した森林については、自然災害の具体的な内容について報告様式に記載することを求めるなど、当該被害が自然攪乱によるものなのか確認できるようにしています。</p>
<p>森林等炭素蓄積変化量の正の値、負の値とは、前年度と比較した量なのか。木材の譲渡で森林等炭素蓄積変化量を報告の算定に使用できるとあるが、木材の状態であると素性が分からないため、他の場所や外国産のものをその場所で採れたと称する者が現れる可能性があると思われるが、木材の産地証明書が必要ではないか。他の特定排出者が報告した過年度の森林等炭素蓄積変化量について、譲渡された側はどうやって把握するのか。災害などによって減少した森林等炭素蓄積変化量を報告に含めないことは1回だけで、その次の報告には減少量を含めるということか。</p> <p>他の特定排出者が所有する森林でも、同意があれば森林管理者も森林等炭素蓄積変化量を算定に使用できるとあるが、これは所有者と管理者の両方が対象になるのか。</p>	<p>森林等炭素蓄積変化量は、算定排出量算定期間の開始時点(4月1日)と終了時点(翌年3月31日)を比較して、炭素蓄積が増加した場合は正の値、炭素蓄積が減少した場合は負の値で算出されます。</p> <p>他の特定排出者から木材を譲渡されたときは、当該他の特定排出者が過年度に報告した森林等炭素蓄積変化量を合算した量を、自らの算定・報告に用いることができますが、過年度の報告時に対象木材であるかの確認がなされていると整理しています。他の特定排出者が報告した過年度の森林等炭素蓄積変化量は、譲渡された側は譲渡する側にその量を確認して報告することとなります。</p> <p>災害等で減少した森林等炭素蓄積変化量は、減少が生じた当該年度については報告する量に含めなくてもよいこととしており、次年度以降は植生の回復に伴い炭素蓄積が増加した場合は、森林等炭素蓄積変化量の増加分を報告することができます。</p> <p>他の特定排出者が所有する森林について、所有者との同意があれば、同じく特定排出者である森林の管理者が森林等炭素蓄積変化量を算定・報告することができます。ただし、当該森林に係る森林等炭素</p>

	蓄積変化量の算定・報告を行うのは、どちらか一方のみとなります。
<p>森林・木材を譲渡する場合について、過年度に報告した森林等炭素蓄積変化量というのは、過去何年分の量なのか。譲渡の相手先に、過去数年～数十年分の報告書を要求するのは現実的ではないのではないか。</p>	<p>過年度に報告した森林等炭素蓄積変化量とは、当該譲渡する・される森林又は木材について、自らが過去に報告した森林等炭素蓄積変化量の総計です。報告者は、自ら台帳等でその量を記録・管理することとなります。</p>
<p>森林吸収の算定方法の正確性と実効性を確保すべき。改正案では森林の正味吸収量(ネット吸収)の算定が過大評価されやすいリスクがある。IPCC の報告でも森林吸収の長期安定性に不確実性があり劣化や気候変動自体による放出増加が懸念されている。算定基準をより厳格にし、第三者検証を義務化すべき。</p> <p>オフセット依存の拡大が本質的な排出削減を妨げる恐れがある。国内認証排出削減量(J-クレジット)の森林関連クレジットを調整後排出量に用いることはオフセットの過度な活用が実際の排出削減を先送りする可能性がある。改正案の附則で令和9年度適用とされているが、森林吸収の追加性を明確に証明する仕組み(例: 長期モニタリング義務)を追加すべき。</p> <p>全体的な温暖化対策の科学的不確実性を考慮した柔軟性を持たせるべき。この改正は温室効果ガス排出量の報告制度を強化する点で適切であるが、温暖化対策全体的前提(人為的 CO2 増加が主因というコンセンサス)の不確実性を無視すべきではない。案では災害その他のやむを得ない事由での除外が認められているが、これを拡大し科学的不確実性を反映した調整オプション(例: 少数意見の科学的レビュー導入)を検討すべき。</p>	<p>森林経営に係る森林等炭素蓄積変化量の算定に当たっては、森林簿に記載されている森林の成長量を算定に使用するため、森林の成長分として固定された炭素量に相当する二酸化炭素量を調整後排出量の算定に使用できることとしています。</p> <p>また、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(以下「SHK 制度」という。)では、森林等炭素蓄積変化量に限らず、特定排出者に対して、報告値の第三者検証を求めています。</p> <p>国内認証排出削減量のうち他者が創出した森林吸収系クレジットは、従来からクレジット購入者の調整後排出量の算定に使用できましたが、今回の改正により、報告者自らが創出した森林吸収系 J クレジットを自らの調整後排出量の算定にも使用できるようになります。</p> <p>科学的不確実性に関する御意見については、今後の政策実施の参考とさせていただきます。</p>
<p>森林だけでなく、木材に係る森林等炭素蓄積の脱炭素効果が認められ、温室効果ガス排出量の調整方法に加わることは国産木材の利用促進という観点からも素晴らしい。</p> <p>今後、最も木材が使われる戸建て等の個人所有住宅においても同じように企業が排出量調整で反映することができれば、より国産木材の利用が拡大し、我</p>	<p>算定方法検討会及び森林小委員会における議論も踏まえ、販売した木材や住宅等を含む、他の者の温室効果ガス吸収等に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報については、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土</p>

<p>が国の脱炭素に貢献できると考える。ぜひ検討してもらいたい。</p>	<p>交通省・環境省令第2号)様式第2において任意の報告をすることができます。</p>
<p>負の値の場合はその値の絶対値を加算すること、と定められているが、建物の解体について、その後木材が燃やされる場合はやむを得ないとしても、適切な埋め立てがなされれば大気中への炭素放出は抑制されるため、解体すなわち炭素の全量放出という考えではなく、様々な状況も考慮した制度設計を望む。</p>	<p>埋立処分された木材については、その後の分解等の炭素動態が明らかでないことから、我が国の国家インベントリで算定対象とされておらず、SHK 制度においても同様に算定対象外としています。一方、解体された建築物等に使用されていた木材について、当該木材が建築物等に再利用される場合には、当該再利用材を譲渡された者が、当該再利用材の森林等炭素蓄積変化量を自らの報告に使用することができます。</p>

以上